

山梨県最低賃金が変わります！ ～ 1時間 695円へ～

- 1 山梨労働局(局長 山口 晃)は、平成24年8月31日、下記のとおり、山梨県最低賃金の改正決定をした。本日付で官報公示され、平成24年10月1日から発効する。

・ 1 時 間	6 9 5 円 (現 行 6 9 0 円)
・ 効力発生日	平 成 2 4 年 1 0 月 1 日

- 2 山梨労働局では、毎年、山梨県最低賃金の見直しのため、山梨地方最低賃金審議会に対して調査審議を求め、同審議会の意見(答申)を尊重して最低賃金の改定を行っている。

本年は、7月4日に改正諮問を行い、8月6日に答申を受けた。その後、答申内容にかかる意見公示を行ったところ、異議の申し出がなされ、8月22日に開催された同審議会において、取扱いについて審議をした結果、「8月6日付け答申どおり決定することが適当。」との答申を受けた。

当局では、答申を受けて、公示手続きを行っていたところ、本日、官報に公示され、上記の最低賃金額が、平成24年10月1日から発効されることとなった。()

- 3 山梨県最低賃金は、特定最低賃金が適用される労働者を除き、常用、臨時、パート、アルバイトなどの雇用形態、性別、年齢、国籍を問わず、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されるものであり、改定される最低賃金額を一人でも多くの人に知ってもらうことが重要である。

山梨労働局においては、改定された最低賃金額の周知を図るため、県、市町村、事業者団体、労働団体及び教育関係機関等に周知の依頼をするとともに、管下労働基準監督署及び公共職業安定所を通じて周知及び履行確保の徹底を図っていくこととしている。

原則として同金額以上支払わなければ、法違反となる。